

令和6年度

償却資産(固定資産税)申告の手引き

江津市

平素は、当市税務行政に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほか、事業の用に供することができる償却資産（構築物、機械装置、工具、器具、備品など）に対しても課税されます。

この償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により毎年1月1日（賦課期日）現在における事業用償却資産について、市へ申告していただく必要があります。

つきましては、この申告の手引きを参考に償却資産申告書を作成し、期限までに必ず提出していただきますようお願いいたします。

なお、不申告または虚偽の申告をした場合は、地方税法の規定により過料または罰金等が科せられることがあります。

申告期限 令和6年1月31日（水）必着！

（事務処理の都合上、必ず上記期限までに提出していただきますようお願いいたします。）

申告書提出先及びお問い合わせ先

〒695-8501 島根県江津市江津町1016番地4
江津市役所 税務課 固定資産税係
Tel.0855-52-7932(直通)

I. 償却資産の申告について

1. 申告していただく方

- ・令和6年1月1日（賦課期日）現在、江津市内で土地及び家屋以外の事業用の償却資産（江津市内で貸付けている資産も含む。）を所有されている法人又は個人。
- ・資産の評価額（課税標準額）の合計が150万円未満で課税されないと思われる場合でも申告は必要です。
- ・該当する資産をお持ちでない方は、お手数ですが申告書備考欄に「**該当資産なし**」と記入して提出してください。
- ・休業・廃業・解散などされている方は、お手数ですが申告書備考欄にその旨を記入して提出してください。

2. 申告の方法と提出書類

(1) 前年度に申告された方

申告用の書類を送付しています。

ただし、前年度にエルタックスや独自の用紙で提出された方には申告用紙は同封しておりません。申告用紙が必要な場合はご連絡いただくか、当市ホームページからダウンロード・印刷して使用ください。

- ・令和5年1月2日から令和6年1月1日までに増加した資産及び減少した資産について申告してください。
- ・令和6年1月1日以前に取得した資産で、市外から移動してきた資産や申告漏れ等の資産についても申告してください。

- ・前年中に資産の増減がなかった場合も申告書の提出が必要です。お手数ですが申告書の備考欄に「増減なし」と記入して提出してください。

提出書類

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）－**緑色の用紙**
- ・種類別明細書－**緑色の用紙**（増加資産・全資産用）、**赤色の用紙**（減少資産用）

(2) 初めて申告される方（令和5年中に新たに事業を開始された方等）

- 新たに償却資産の取得が見込まれる方にも申告用の書類を送付しています。
- ・令和6年1月1日現在に所有されている資産の全部を記入して申告してください。

提出書類

- ・償却資産申告書（償却資産課税台帳）－**緑色の用紙**
- ・種類別明細書（増加資産・全資産用）－**緑色の用紙**

※書ききれない場合は、適宜コピーして記入願います。

※差し支えなければ、税務署申告用の減価償却資産内訳書等の写しを添付していただきますようお願いいたします。

(3) 個人の方が申告する際に**提出書類**と共に必要となる本人確認書類について

①郵送で申告書を提出する場合

下記②③の場合と同じ書類の写しを同封してください。なお、マイナンバーカードは個人番号が裏面に記載されているため、両面の写しを同封してください。

②本人が窓口で申告書を提出する場合（下記ア，イのいずれか）

ア 申告者本人のマイナンバーカードまたは住民票（個人番号が記載されたもの）および運転免許証などの写真付身分証明書

イ 申告者本人のマイナンバー通知カードおよび運転免許証などの写真付身分証明書

③代理人が申告書を提出する場合（下記アからウの全て）

ア 申告者本人のマイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードの写しもしくは住民票（個人番号が記載されたもの）

イ 代理人本人の運転免許証などの写真付き身分証明書

ウ 申告者本人からの委任状等

※申告書を郵送で提出される方で、受付印押印済みの申告書の控えの返送を希望される場合は、返信用封筒と切手を同封してください。

3. エルタックスでの申告

エルタックス（地方税ポータルシステム）は、地方税に関する総合窓口として、インターネットを通じて広くご利用いただけるシステムです。エルタックスを利用して電子申告をする場合は、電子証明書の取得や利用の届出など、所定の手続きが必要です。詳しい内容や手続きについては、(社)地方税電子化協議会のホームページ (<http://www.eltax.jp/>) をご覧ください。

4. 申告書提出期限

令和6年1月31日（水）までに必ず届くように提出をお願いします。

5. 申告されない方、虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告しなかった場合には、地方税法第386条の規定により過料を科され、また虚偽の申告をした場合には、地方税法第385条の規定により罰金等を科せられることがあります。

II. 償却資産のあらまし

1. 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額または減価償却費が、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金または必要な経費に算入されるもの（これに類する資産で法人税または所得税を課されない方が所有するものも含まれます。）をいいます。

2. 償却資産の種類と具体例

下表は償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資産の種類		具 体 例
1	構 築 物	門、塀、擁壁、広告塔、舗装路面（駐車場）、屋外排水溝、焼却炉、緑化施設（庭園）、貯水槽、その他土地に定着した設備
	建 物	プレハブ等の建物で、基礎がない又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物（家屋として評価されていない建物）
	建 物 付 属 設 備	建築設備のうち償却資産として扱うもの テナント（借借人）の方が借家に附加した建築設備・内装
2	機 械 及 び 装 置	金属・印刷・縫製の製造加工機械、建設機械（パワーショベル、ブルドーザー等：ナンバープレートの分類番号が0、00～09、000～099）、太陽光発電設備、その他産業機械及び装置 等
3	船 舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、遊覧船等（ただし、推進器を有しないしゅんせつ船等は、「2 機械及び装置」に入ります。）
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等
5	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト、ショベルローダー等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が9、90～99、900～999）、その他運搬車 ※自動車税・軽自動車税の課税対象となるものは該当しません
6	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	ロッカー、応接セット、テレビ、音響機器、パソコン、コピー機、ワープロ、ファクシミリ、陳列ケース、冷暖房機器、冷蔵庫、製氷機、洗濯機、電話機、看板、金庫、室内装飾品、厨房用品、医療機器、理美容機器、各種工具、カラオケ機、パチンコ機、観賞用生物、その他営業用備品 等

3. 申告の対象となる資産

毎年1月1日（賦課期日）現在において、事業の用に供することができる資産です。
なお、次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象となります。

- ① 簿外資産であるが事業の用に供している資産
- ② 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ③ 償却済み資産（減価償却期間が終わり、残存価格のみ帳簿に計上されている資産）
- ④ 割賦金が完済されていない資産であっても、すでに事業の用に供している資産
- ⑤ 改良費、修繕費等のうち、資本的支出として資産計上した資産（資本的支出として資産計上した資産は、本体部とは別に新たな資産の取得として扱います。）
- ⑥ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供している資産
- ⑦ 遊休資産・未稼働資産で、いつでも事業の用に供することができる資産
- ⑧ 赤字決算等のため減価償却を行っていないが、本来は減価償却が可能な資産
- ⑨ 清算中の法人で、清算事務のために使用または他の事業者へ貸し付けている資産
- ⑩ 福利厚生用資産
- ⑪ 耐用年数が1年未満または取得価格が20万円未満の償却資産であっても、個別償却している資産
- ⑫ 租税特別措置法による即時償却等の適用資産（例：租税特別措置法第67条の5の規定に基づく中小企業者が取得した30万円未満の損金算入特例の適用資産）

※リース資産はリース会社の所有物ですから、貸主であるリース会社が申告することになります。ただし、リース期間が終了した後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

4. 申告の対象とならない資産

次の資産は課税の対象となりませんので申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の課税対象となる資産（二重課税を行わないため）
例：自動車、軽自動車、自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車（長さ4.7m以下かつ幅1.7m以下かつ高さ2.8m以下で最高速度15km/h以下のもの）、小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラ
- ② 生物（観賞用・興行用生物は申告が必要です）
- ③ 無形減価償却資産（例：特許権、実用新案権、ソフトウェア等）
- ④ 繰延資産（例：開業費、試験研究費等）
- ⑤ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- ⑥ 耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満の償却資産で、一時に損金または必要経費に算入している資産
- ⑦ 取得価額が単価20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却を行うことを選択した資産
- ⑧ 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価格が20万円未満の資産

5. 建築付属設備における家屋と償却資産の区分

建築設備については、家屋と償却資産に区分して課税することになっています。

家屋における建築設備とは、家屋の所有者が所有する建築設備で、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって、家屋の効用を高めるものです。

これに対し、償却資産における建築設備とは、家屋の所有者と同一人が所有する設備で、主に次のとおりです。

- ① 構造的に簡単に取り外しできるもの
- ② そのものの効用にしたがって他に転用できるものであって、そのもの自体に資産価値のあるもの
- ③ 家屋と一体となって効用を発揮するものであって、家屋自体の効用を高めないもの
- ④ 家屋から独立した機械設備としての性格を有するもの
- ⑤ 工場等における特定の生産用または業務用のもの

※テナント（賃借人）が自費で借家に内装や電気、ガス、その他の設備を取り付けた場合は、テナント（賃借人）が申告することになります。

Ⅲ. 償却資産の課税について

1. 納税義務者

毎年1月1日現在の償却資産の所有者です。償却資産を賃貸している場合も含まれます。

2. 税率・税額

税率は $1.55/100$ です。課税標準額（土地・家屋・償却資産の合計額で千円未満は切捨て）に税率を乗じた額（百円未満は切捨て）が税額となります。

3. 課税標準額

毎年1月1日（賦課期日）現在の評価額が課税標準額となります。ただし、課税標準の特例の適用がある場合には、評価額に特例率を乗じた価格が課税標準額となります。

4. 免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合は課税されませんが、その場合でも申告は必要です。

5. 納期

年4回（5月、7月、12月、2月）です。

実際の納期限は、毎年4月下旬に送付する「納税通知書」でご確認ください。

6. 過年度修正

今回の申告において、取得年月が令和5年1月1日以前に取得していた申告漏れ資産を申告された場合には、該当する過年度（令和元年度（平成31年度）、2年度、3年度、4年度、5年度）の申告についても修正申告が必要です。

7. 償却資産の評価方法

償却資産の評価は、償却資産の取得年月日、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産の評価額を一品ごとに算出します。

◆評価額の算出方法

取得時期	償却資産評価額
前年中に取得した資産	取得価額×減価残存率（ $1 - R \times 1/2$ ）
前年前に取得した資産	前年度評価額×減価残存率（ $1 - R$ ）

(注) 1. Rは耐用年数に応ずる減価率（「固定資産評価基準」別表15より）

2. 減価残存率は小数点以下第3位未満切捨て

※以後、毎年この方法により算出し、評価額が取得価額の5%になるまで減価します。

評価額が取得価額の5%を下回る場合は、最低限度額である取得価額の5%が評価額となります。

◆計算例

応接セット（接客用）を取得した場合

取得時期：令和5年2月 取得価額：450,000円 耐用年数：5年

- ・令和6年度 450,000円×0.815=366,750円
- ・令和7年度 366,750円×0.631=231,419円
- ・令和8年度 231,419円×0.631=146,025円
- ～途中省略～
- ・令和12年度 36,686円×0.631=23,148円
- ・令和13年度 23,148円×0.631=14,606円<22,500円（5%）

※令和13年度で算出額が取得価額の5%（最低限度額）を下回るので、令和13年度以降は22,500円が評価額となります。

減価残存率表（固定資産評価基準別表15より作成）

耐用年数	減価率 R	減価残存率		耐用年数	減価率 R	減価残存率	
		前年中 取得 (ア)	前年前 取得 (イ)			前年中 取得 (ア)	前年前 取得 (イ)
		$1 - R \times 1/2$	$1 - R$			$1 - R \times 1/2$	$1 - R$
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936